

第四十二回国 参議院内閣委員会會議録第一二号

(三三)

昭和三十七年十二月十一日(火曜日)

午後一時四十九分開会

委員の異動

十二月十一日 補欠選任

阿具根 登君 北村 暢君

出席者は左の通り。

委員長 村山 道雄君

理事 石原幹市郎君 下村 定君 鶴岡 哲夫君 山本伊三郎君

委員

大谷謙之助君 栗原 祐幸君 源田 実君 小柳 牧衛君 堀見 俊二君 林田 正治君 北村 暢君 横川 正市君 鬼木 勝利君 小林 篤一君

國務大臣

農林大臣 重政 誠之君

政府委員

農林政務次官 大谷 謙雄君 農林大臣官房長 林田悠紀夫君 農林省畜産局長 村田 豊三君 農林省産肉局長 吉村 清英君 林野庁長官 水産庁長官 庄野五一郎君

事務局側

常任委員 伊藤 清君 会専門員

説明員

農林省畜産 丹羽雅次郎君 局参事官 通飼料課技官 神橋 健二君 農林省農林経済 局肥料課技官 佐賀 直功君

本日の會議に付した案件

○農林省設置法の一部を改正する法律案(第四十回国会内閣提出、第四十回国会衆議院送付)(継続案件)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がありましたので報告いたします。本日、阿具根君が委員を辞任され、補欠として北村暢君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、委員各位すでに御承知のとおり、第四十回国会に内閣から衆議院に提出され、同院において継続審査の後、第四十一回国会において修正議決の上本院に送付された議案であります。本委員会におきましては、先国会末に付託されましたから、重政農林大臣の提案理由説明を聴取し、同大臣及び関係当局に対し質疑を行ないました。が、結論を得ず、継続審査の議決を得て今日に至っているわけでありま

す。ただいま申し上げましたとおり、本案についてはすでに説明を聴取いたし

ておりますので、先例により、これより質疑を行ないます。

政府側から重政農林大臣、大谷農林政務次官、林田政府委員、吉村政府委員、庄野政府委員が出席いたしました。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○北村暢君 きょうは、前の臨時国会で一応質問がとぎれておりますので、それに引き続いて質問をさせていただきます。今度のこの設置法の一部改正案は、農林省にとっては相当大きな機構改革でありますし、さらに農業の転換期にあたりまして、農林諸政策の転換期にありまして、いわゆる構造改革事業その他の政策問題とも非常に関連する重要な法律改正だ、このように考

えますので、ぜひひとつ慎重に審議をさせていただきます。他の委員会から参りまして発言するのであります。が、ひとつ委員長においてもさういふ点を十分しんしゃくをして質問させていただきます。このように冒頭にお願

いを申し上げておきます。きょうは午後でもありますし、時間が半端になるようなことでもございませぬので、なるべく簡単な問題からお尋ねしたいと思っております。

まず、肥料と飼料関係の検査所の合併の問題が出ておりますけれども、この飼料検査所と肥料検査所と合併しなければならぬ理由、特に肥料検査の

どのようにお考えになつておられるのか。まず、この点からお伺い申し上げます。

○國務大臣(重政誠之君) 御承知のように、肥料検査の重点と申しますか、さういふものはやはり有機質の肥料にあると思つておられます。葉種かすでありま

すとか、豆かすでありますとか、綿実かすとかいうようないろいろな有機質の肥料が検査の重点である。無機質の化学肥料のほうは、大体において確安にしまして、何にしまして成分がき

まっておりますから、重点はやはり有機質肥料にある。ええは御承知のとおり有機質の肥料でありますから、それらの点から参りました。方別々にしておく必要はないんじやないか。成分検査をやる上からすれば、これはやはり両方一緒に取り扱ったほうが便利ではないか、さういふふうな観点からこれを合同しようというふうなことになるのであらうかと考えておられます。

○北村暢君 ただいまの答弁で、肥料の検査と飼料の検査が成分検査で分けて置く必要がないから一緒にするんだ、さういふ理由のようでございますけれども、これは肥料と飼料とは本質的に非常に違う、さういふ異質のものを検査と申してしまふ、これは非常にことごとく一緒にしてしまふ、これは非常にしろうとの考え方で、実際の検査の実行からいって、これは私はずるいかならないのじやないか、このように思つておられます。今大臣もおっしゃるよ

うに、肥料のほうは化学肥料で無機質

物です。無機質物の成分検査、これが主体である。しかも、さういふこと

でございまして、飼料のほうはこれは有機質、有機物でありますから、分析の方法そのものについても、分析されている形からいへば分析だから違いな

いんだと、さういふのですけれども、実際方法その他においても違ふ。直ちに肥料の分析の装置でもってええの分析ができるかという、これはできないんです。しかも、最近における飼料

の形というものは非常に変わつてきています。特に従来ならば、まあええといふことで、豆のかすであるとか、あるいは油かすであるとか、さういふふうなかすといふものを飼料にしておつた、さういふ概念の飼料といふものが飼料であつたさういふ時代ではなく

なつてきておるという事ですね。したがって、かすの概念というものが非常に大きく変わつておる飼料検査、これが今後飼料検査において非常に重点を注がなければならぬものでないか。また、その需要量にお

いても非常に飛躍的に増加しておる。そのための強化ということについては当然だろうと思つておられます。さういふ、これはメーカーそのものがえ

いか、このように思うのです。この点については、一体その単純に考えているものだろうかどうだろうか。飼料は、かす類というよりなるものが、いわゆる高蛋白質の低カロリーというよりなるものであったものが、今後は穀類を中心として、そして低蛋白質の高カロリーのえさに転換をしておる、こういう実情なんです。したがって、そういうものの分析と無機物の分析とはこれは違うんじゃないか。したがって、常識的な、分析だから一緒にしていいということ、これはいろいろの面において、実施の面において不合理な面があるのです。これは技術的ないろいろな見解を聞きましても、私はそういうふう

に聞いておるのです。で、行政的に、単に定量分析であるから、方法が分析であるから一致するのだ、こういうことではいけないんじゃないかと思ふのです。そこら辺のところは、十分検討されたものでしょうか、どのように考へておられるか。

○国務大臣(重政誠之君) 分析だから肥料と飼料を一緒にするのがよろしいのだと実は言っておらないのです。肥料には無機質の肥料と有機質の肥料とあることは御承知のとおり。有機質の肥料は、これはえさは御承知のとおり有機質であるから、その分析方法等については、これはえさといふ肥料と、その用途が違ふのであって、内容は同じようなものがある、そこで重複する。だからその面においては、これは統合したほうが便宜であらう。無機質の肥料は、これはものが違ふのですから、分析方法も違ふのだから、これは統合したからといって、その点が非常に便利になるとは考へられない

のでありますが、有機質肥料の分は、統合すればこれは重複を避けることができる、こういう意味において、これは統合をすることが合理的なものであるか、こういうふうに考へておるわけなんです。

○北村暢君 それじゃ納得しませんので、これはね、肥料検査のほうは御存じのように、肥料取締法という法律なんです。それからえさのほうの検査は、これは飼料の品質改善に関する法律、こういう法律なんです。それで、それによつてできている検査、しかも本質的にこの肥料検査所の性格が違ふのです。というところは、肥料のほうは強制検査です。そして登録をしてないものは売れない。しかも今、肥料には有機質の肥料と無機質の肥料とあると、いろいろふりに言われておりますけれども、有機質の肥料の検査は、検査の対象になつておらない。それは肥料には緑肥もあり堆肥もあるでしょう、そういうものは検査官の対象になつておらないのですよ。検査の対象になつていないのは、無機質の肥料なんです。大臣は農政に詳しいはずなんですが、それを混同して答弁せられるというのはおかしいじゃないか。それから飼料のほうの検査は、これは任意登録なんです。しかもこれは法律の題名にもありますように、品質を改善するための指導的な役割が非常に強い、肥料のほうもその品質改善といふこともあつて、しょうけれど、これは定量分析の結果、基準に合っているか合っていないかといふことによつて取り締まりをすることが大体的に法律です。そういうことで本質的に違ふ。これはどうしても私はこの法律の建前からいっても、異質

のもの無理やり合併する、こういうことになる、これは行政指導上も非常に困るのです。というところは、今申したように、肥料のほうは強制検査であるから取り締まるということが先決である。検査を受けるほうから言へば、感じがそういうものなんだ。ところが、飼料のほうは、品質を改善することが目的のために、品質に合わないものは登録を受け付けない、こういう性格のものなんです。検査をするのは、形はそうなんですけれども、根本的な精神の違ふものを一致させるというところに非常に無理があるのじゃないか、このように思うのですが、その点はどうでしょう。

○国務大臣(重政誠之君) これは無理はないのですよ。今あなたが言われた肥料の検査の、有機質といふことを、レングや堆肥の検査をするといふことは、あんな法律を説いたらすぐわかる、販売肥料を検査する、販売肥料には無機質と有機質とあるといふことを私は言つておるのです。わかりますね。

○北村暢君 わかります。二の、法律が違ふ、法律の目的が違ふと、こゝろ言われるが、それはおのおの法律に従つて検査の目的が違つておつても、取り締まりをやる、あるいは改善をやる、そういう場合の、実際の検査の方法といふものは、成分の検査なり分析なんです。これは同じことなんです。だからちつとも無理じゃない、このほうが合理的なんです。御了承願いますか。

○北村暢君 御了承はしないのです。御了承はしないのですが、そこでお伺

いしたいのは、これはもう学説的に言つても、分析の方法が違ふのです。で、肥料の分析は分析の方法があつて、それからえさの分析は分析の方法があつて、これはもう明らかに学説的にも分かれておるのです。ですからね、それがたまたま場所と一緒にするといふ形をやるということであれば、まあ場所が一緒だということでは、一緒にしていいのだ、こゝろいう理屈も成り立つてしまふ。しかしながら、今後におけるえさ行政といふものは、現在の農林省の行政組織の機構の面からいけると、これは縦割りの行政になつていくわけですから、畜産局関係でえさ行政をやる、そういうことで縦割りの行政になつておる。それからまた、この肥料検査所は、農林省の所管なんだ、そういうことで、二局にまたがつておるものを一緒に持つておるということ、これは問題があるんじゃないか、こゝろに私は問題があるんじゃないか、このように思ふのです。それでお伺いしたいのは、一体農林省の方針として、植物の肥料関係といふものと動物関係のえさ、こゝろいうものとを、検査といふことで、様態が似ているからということ、一緒にするということについては、こゝろいう総合的な機構に今後持つていく、こゝろいう農林省の方針なのか、どうなのか、この点はどうなんですか。

○国務大臣(重政誠之君) ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが、例をあげて申しますれば、ひかすは肥料にも使ひ、えさにも使ひ。その成分検査は同じ方法なんです。えさに使ひ、肥料に使ひ、その成分検査は同じ方法なんです。えさから、それを何も用途によつてこれは肥料だ、これ

はえさだといふので検査を必ずしも別にしておかぬでもないじゃないかといふのがこの趣旨なんです。

○北村暢君 大臣、肥料にする大豆かすとか、それは肥料になります。魚粉だつて肥料になるのですから。しかしながら、そういうものの化学肥料の検査のウエイトと肥料検査の量的なもの、一体どういふような検査をやっているのか、ひとつ資料として、これはどこか見ればあるのですけれども、出していただきたい。そういう検査は一体やつておるのですか。

○国務大臣(重政誠之君) その量はまああとでひとつ統計を出させますが、確定にしても、尿素にしても、過燐酸にしても、大休工場生産のものであるから、そこで住友化学の確定が二一%、昭和電工は何%、これはほんとうは大休わかつておる、こゝろいうものは、でありますから、その肥料検査ももちろん重要な対象であるが、肥料検査のほんとうに必要なものは有機質なんです。有機質と無機質をまぜたりあるいは有機質だけの配合肥料とかいふようなもので成分を表示しておるが、その成分がはたしてあるかどうかといふことは、ほんとうに検査の重要な対象なんです。無機質の単肥などというものはもうきまり切つておる、工場生産だから。有機質のほうは、それはいかに。こゝろいうことになるわけなんです。だから肥料に使つておる量が無機質が何百万トンで、有機質のほうは百何十万吨だ、ただその量だけによつて判定は實際はできないですよ。

○北村暢君 そりすると、登録件数が三十六年で一万一千八百三十三件です。それで仮登録が八、そりいうこと

で登録されておるのだが、このうち幾
らが有機質で、幾らが無機質ですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 資料を持
ち合わせておられませんので、件数につ
きましては、あとで御説明させていただきます
だきたいと存じますが、今当然それは
登録の件数とか、そういう検査の点数
は無機質が多いわけですが、要
するに検査の上において無機質は、大
臣から今お話のありましたように、一
定の成分を持つておるわけで、化学工
業が非常に進んでおられますので、成
分にあまり変化がないわけなのでござ
います。それで肥料検査のほうで問題
にしておりまゝするのは、そういうもの
を配合いたしましたして、有機質肥料と一
緒に配合いたしましたりあるいは高度
化成というふうな特殊の肥料を作った
というふうな場合に検査が問題になる
わけでございます。そういう意味に
おきまして肥料の有機成分の検査と
大体同じようなことになるわけござ
います。

○北村暢君 それはしるうとの考え方
でしてね。同じ操作で分析はしないの
ですよ。実際私は飼料検査所と肥料検
査所のもので調べてきていますので、
実際どうやるか。今度神戸と名古屋で
すか、新しく実験室もできていますよ
うですけども、これは装置は別々にす
るんですよ。同じ機構でもって同じに
やるんじゃないですよ。あなた方はど
ういうふうな予算の取り方をしている
か知りませんが、その装置を、
実験室を作った形を見てもらいなさ
い。今大臣のおっしゃられることだと
いうと、豆かすを使うのは肥料であろ
うと飼料であろうと分析の方法は同じ
で、豆かすは肥料の分析の方法で飼料

のほうも事足りるのだ、こういう考え
方だったら、あなた方の、昭和三十
七年度、ことしの予算組んだ予算書
持つてきてもらいなさい、これはそ
ういうふうなことでおられませんよ。そ
ういうふうにはできないんですよ。でき
ないものを強弁せられる、こ
ういふところでそういうふうな公言さ
れるということについてはそれはどう
いうふうになつておるのか。豆かすな
ら豆かすをすりつぶす道具くらいはそ
れと一緒に共通に使えるかもしれない
。それはそういうことが出来るかも
しれないけれども、分析の方法は違
うんですよ。だから装置が違ふん
です。

○国務大臣(重政誠之君) 飼料と肥
料と分けるのは用途に従つて分けて
いるのであって、蛋白質を検出する分析
の方法、肥料のほうでは窒素と言ひ、え
さのほうでは蛋白質と、こう言つてお
るんですよ。だからその分析の方法は
だんだんと進んでいくのであるから、
従前の方法とあるいは最近の方法とは
それは違ふことはあるかもしれぬが、
しかし、原則的にいへば、これはその方
法が著しく違つておるとは私は考
えない。私はそのほうの専門家でない
から、技術の専門家でないから詳細に
御説明するわけにいきませんが、大体
の考え方としては、私も長い間えさ
もやつておるし、肥料もやつておる。だ

から常識的にこれを言へば、同じ蛋白質
の量を検出する方法がえさに使う部分
と肥料に使う部分と同じ豆かすを分析
する場合に違わなければならぬとは私
は考へておらない、これは常識的に
な必要があればこれは説明員を呼ん
で技術的に説明させます。

○北村暢君 ぜひ技術的に説明して納
得のいくようにしていただきたい。そ
れでなければ大臣の説明をやつたら
それはみそもくも一緒になつてしま
う、そういう理屈でいけば、これは
一緒にするということとは理屈として
成り立つと思ふ。しかし、私の調べた
範囲ではそういうふうになつておら
ない。それで私は納得できないわけ
なんです。ですから納得できないわけ
なら、技術者を呼んで、ひとつ實際
に肥料検査所の人とそれから飼料検
査所の人と一緒に来ていただいて、そ
うしてどういふふうになるのかとい
うことを立証していただきたいと思
います。これはもう詳しく質問をいた
したいと思ひます。

○国務大臣(重政誠之君) 後ほど専門
家を呼んで御説明させますが、これは
また、かりにあなたが言われるように
分析の設備方法が違つても、これ
が同じところにあれば、人的間には
これは同じような知識を持つて、まあ
りには違つておつても大同小異だろ
うと思ふ。私は、そうすればこれを一
緒にするほうがより能率的であるとい
うことは私は言えるのじゃないかと思
うんですよ。

○北村暢君 それじゃもう一つお伺
いしますが、そういうものは肥料と飼料
でなくて行政的に一緒にしたほうが
いい、こういうものであつたならば、農

林省の中にまだそういうものはたくさ
んありますよ。一つの例をとれば動植
物検疫所というのがありますよ。動物
検疫所と植物検疫所。これはかつては
一緒だったのです。動物検疫所だつ
たのです。しかも港務行政の一元化と
いう点からいふならば、これは当然
行政組織的にいへば一元化したほうが
いい。こういう理屈が成り立つ。とこ
ろが、これは従来一緒であつたものが
今日動物検疫所、植物検疫所と分か
れているのです。それで所管も農林経
済局と畜産局と分かれておる、そう
いふふうになつておるのです。これは
だが見ても、この検疫といふことで
一緒であり、個所も一緒でありながら
分かれておるのですよ。なぜそれじゃ
そういうものを一緒にしないのですか。

○国務大臣(重政誠之君) これはちよ
つと違ひはせぬですか。動物の病氣と植
物の病氣とこれは違ふものが多いん
じゃないですか。それだから、これは
同じ人間でこれをやるというわけには
いかないんじゃないかと思ふんですよ。
そこで、この場合は、かりに例を豆か
すにとつていへば、同じ豆かすなんだ
から、その蛋白質なら蛋白質の検出を
やる、窒素のあれをやる。今の動物検
疫所といふものは、動物の病氣と植物
の病氣とは違ふんだから、同じ技術官
でやれない、おのおの専門家やらな
きゃいかぬというところに違ひがある
んじゃないかと思ふんだ、私は。

○北村暢君 ですから、これは行政的
に言へば一緒のところにあつたほうが
港務の組織の、今臨時行政調査会で
検討されておるでしょう。港務行政を
一元化するということで、關稅その他
検査、いろいろな輸出入關係の問題、そ

ういふような問題が行政組織上として
出てきておる。それでもなおかつ一緒
にできないというのには、動物と
植物で分かれておる、そういう大臣の
考え方で分かれておるんだと思ふの
ですよ。昔は一緒にやつておつた。と
ころが、これは肥料の問題について飼
料の問題ですよ。肥やしとえさとい
ふ場合、あなたも肥やしとえさですよ。
同じ豆かすでも肥やしとえさといふ
もの違ひは、これは一体どうするの
ですか。みそもくも一緒にするとい
ふことは、そういうことを言つてお
るんですよ。肥料といふのは肥やしな
んですよ。動物の食べるのはえさな
んですよ。みそもくも一緒にしたも
の考え方、今日そういう飼料と肥料の
考え方ではないのです。そういう考
え方はだめなんです。だから、私は一
緒にするといふことは、行政面からい
つて今後非常に大きな支障が出てく
る、こういうふうな思ふんです。し
たが、一方は動物であり、一方は植
物だから技術的に違ふんだと、こう
言ふ。これも私の見解からいへば違
うんですよ。したがって、一緒にすべき
じゃない。しかも肥料関係は全国六カ
所か七カ所あるのではありません。え
さの重要性からいって今後強化して
いこうというのだったら、えさの關係
で強化すべきなんです。それじゃ無機
質の化学肥料といふものは、これに
ついては大会社でもって、そんなもの
に今農林省から配布された資料の中
に、一体有機質と無機質の、登録肥料
といふのはどういふことになつて

る、こういうふうな思ふんです。し
たが、一方は動物であり、一方は植
物だから技術的に違ふんだと、こう
言ふ。これも私の見解からいへば違
うんですよ。したがって、一緒にすべき
じゃない。しかも肥料関係は全国六カ
所か七カ所あるのではありません。え
さの重要性からいって今後強化して
いこうというのだったら、えさの關係
で強化すべきなんです。それじゃ無機
質の化学肥料といふものは、これに
ついては大会社でもって、そんなもの
に今農林省から配布された資料の中
に、一体有機質と無機質の、登録肥料
といふのはどういふことになつて

る、こういうふうな思ふんです。し
たが、一方は動物であり、一方は植
物だから技術的に違ふんだと、こう
言ふ。これも私の見解からいへば違
うんですよ。したがって、一緒にすべき
じゃない。しかも肥料関係は全国六カ
所か七カ所あるのではありません。え
さの重要性からいって今後強化して
いこうというのだったら、えさの關係
で強化すべきなんです。それじゃ無機
質の化学肥料といふものは、これに
ついては大会社でもって、そんなもの
に今農林省から配布された資料の中
に、一体有機質と無機質の、登録肥料
といふのはどういふことになつて

かということすら分けておらない。あなたが出した、審議してくれと言ったこの資料の中にあるのですよ。調べてごらん下さい。あなたからの資料の中に入っている。その内訳すらもわからない状態なんです。それでいてこの肥やしとあれを一緒にしたような議論を聞いて、一緒のほうがいいのだ、これは納得しませんよ。どうですか。

○鶴岡哲夫君 さつき北村委員のほうから植物防疫と動物防疫、これは一緒になつていたけれども、また分けた。それは違ひはしないかという大臣の話。これは前は植物防疫と動物防疫はそれぞれ独立していたのですよ。一方の動物防疫は畜産局、植物のほうはこれは農林経済局。分かれていたのですよ。それを一本にしたのですよ。一本に動物防疫所という一つの組織を作ったのです。というふうに私は記憶しているのです。ところがまた分けたのですよ。今日御承知のとおり動物防疫と植物防疫とそれぞれ分かれていて。それと似たような形が今飼料と肥料に出ているのじゃないかということをお心配するわけです。私さつきを聞いていて、大臣が誤解されているのじゃないかと思うのですね。ちよつと私誤解のないようにひとつ話をしたのです。

○国務大臣(重政誠之君) 誤解しているのじゃないですかね。ただこれは行政上の、一緒にするといつたのであって、動物防疫所と植物防疫所と分かれておろすと、物が違ふのですから、これは動物の病気と、植物の病気とは違ふのだから、一緒にしても、建物の一緒のところ、おのおのそれを検査を

やったり、防除のいろいろのことをやるというふうなこと、これはもつぱら行政の便宜の問題であるわけなんです。今肥料検査と飼料の検査を一緒にするというの、これもやはり行政の便宜のためにやりました。なぜ便宜であるかといえ、今申し上げたように、同じもので、物は一つであつても、その用途が違ふ。しかし、分析をやつたりなどするのは、蛋白がどれだけある、何がどれだけあるということをお分析するのであるから、これは一緒にしたほうが便宜である、こういうふうに考えてやつておるのであります。こういうことを私は御答弁申し上げたわけです。それはそれでいいほうがないのじゃないかと、こういう御意見ないのじゃないかと、それはまたそれと一つの御意見です。これは要するに意見の相違ですから、どうもこれはいつまでやつても……

○鶴岡哲夫君 大臣、口先で話しちゃだめです。農林省は植物防疫と動物防疫と一緒にしたやつを一本にした。一本にしたところがまずいからまた分けた、というのが農林省の過去の政策の中にあるのじゃないかというふうに私は言っているわけです。今それと全く同じようなケースですよ。そうじゃないですか。私はそういうふうな記憶しているのです。だから機構は小さいですよ。肥料検査所にしまして、飼料検査所にしまして、それから大所高所から大ざっぱな話をされては困るというのです。そこに働いている人は仕事の虫みだたいに一生懸命仕事をしているのです。大臣がそういうふうな大ざっぱな話をされ

ちやかないません。非常に苦労したんです。植物防疫、動物防疫は非常に苦労したんです。そういう経緯があるから、今北村委員が詳細にこれについて話をしているんです。お互いにこれはもつと突き詰めて話をしようじゃないですか。私はそう思っています。

○国務大臣(重政誠之君) 意見の相違ですよ。これは私が何もこれを一緒にしろと言つて原案を作つたのでも何でもない。これは事務のほうの専門家がこういうほうがいいというのでやつたのだから、これを私といつまでやつても同じことなんだから、要するに、専門家がひとつお話を願ひましょうか、それは。

○鶴岡哲夫君 打ち切り。そんなことはない。官房長のところでお話をまとめて答弁してもらいたい。だめだよ。委員長、いいかげんな話はだめだ。官房長のところ専門家の意見を聞いて、官房長のところぢやんと答弁していただきたい。

○委員長(村山道雄君) 詳細の問題は、事務局から聞いていただきたいと思ひます。

○北村鶴君 休憩してやるんならやろ。

○石原幹市郎君 この問題は、あとで専門家が説明するというんだから。

○鶴岡哲夫君 そんな話をされちゃ審議できませんか。

○国務大臣(重政誠之君) 本案は、あくまで私の答弁は、今大臣が大ざっぱにこういうことを作られちゃ困ると言われるから、それで私はこう言つたんです。私の命令によつてやつたのじゃないといつたことを言つたんです。とい

うことは、やはり専門家が原案を作つてやつたのを私が適当であると思つて提案をしているのだから。

○鶴岡哲夫君 休憩。だめだ。与党委員長しつかり下さい。官房長と委員長と答弁しなさい。こんな大きな問題はいいかげんに答弁されちゃ困る。官房長が作つたので、私が作つたんじゃないといふようなことを言われたんじやない。官房長、取りまとめて答弁。それまで休憩。審議ができませんか。石原理事は自治大臣までやつた理事だから。

○石原幹市郎君 大臣は責任をもつて提案されているんだからね。大臣はこのほうがいいと思つて提案されたのだから。

○国務大臣(重政誠之君) もちろんそうですよ。これは私は確信をもつて提案しているんです。

○鶴岡哲夫君 そんなことは言わぬじやないですか。官房長が作つたんだ、こういう話じやないですか。

○国務大臣(重政誠之君) それを私が適当であると思つて確信を持って言っている。それでいろいろ説明したでしょう。いろいろ説明しても了解ができぬというんだから、意見の相違だとやります。

○鶴岡哲夫君 その意見の相違と云うからおかしいんで、役人が作つても大臣がいいと思つて提案したのだ、そこまで言つてもらいたいんだ。さつきのはしり切れトンボで、こつちまで頭へきちやつた。(進行々々と呼ぶ者あり)

○北村鶴君 進行というよりも、今言つた専門家の意見、満足の答弁されていないわけですからね。それで強弁

しているといふふうに、私はそう思うのだけれども、実際ほんとうに大臣は行政組織的にいって、それがいいと心得ておられるのかどうなのかという点については、まだ私は疑問がある。これは、従来はやはり経済局の所管と畜産局の所管なんです。そしてささきの検査というの、やはり将来畜産局関係と密接な関係を持つていかなければいけない。またそういう関係にある。しかも、えさとそれから肥やしという問題、これは行政的に区別するのであれば、検査にしても肥料の検査ばかりじやない。肥料検査所ばかりじやない、えさの検査所ばかりじやない、食糧もある。まだそのほかに検査関係やつて、この系統的からいふならば、えさも、今日のえさといふものは、先ほど申しましたように、豆かすも肥料である、えさである、こういう以前に小麦、大麦、こういう穀類としての食糧、人間の食へる食糧と動物の食へるえさ、これのほうはさつきと近いのですよ、もの考え方としては、今後そういう食糧という観点から行政が一元化されていかなければならない。たとえば穀物検査所関係で輸入のえさは穀物検査所で検査しておりますね、輸入のえさ、そういうことになつて、穀物検査所と云うのです。農林省の検査、穀物検査、輸入のえさですよ。食糧じやないですよ。これは穀物検査所で検査しておるのです。それからこの試験、指導という、優良なえさを作つていく、そういう指導という建前からいふと、これは人固であらうと動物であらうと栄養学的な基礎に立つてお

る。したがって、これは食糧研究所の研究と非常に似てくるのです。これはそういう点からいくという、このえさの検査機構というものは、今申したいような、どうせ畜産局のものがほかのものと同合併していく、経済局関係の肥料検査と合併するといふようなことでもいいというのだったならば、かえって肥料と合併すべきでなくて、これは食糧関係の飼料、飼料用の検査、輸入飼料というのはそこで検査しているのですから、穀物検査所でやっているのですから、そういうところと一緒にしていくべきである、そういうことを正しい行政の合併の仕方、統合の仕方じゃないか、このように思うのです。これは同じ農林省の所管の中にあるのですよ、これは。これをどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(重政誠之君) 検査はいろいろやっておりますが、同じ字は検査でありまして、輸入食糧とか輸入のえさとかいうのは、何も分析してどうこうするといふ検査じゃないのです、御承知のとおり、検査があるかどうか、米についても、御承知のとおり、生産検査といふのをやっておるでしょう。これは分析も何もするのじゃないのですよ。その乾燥の度合いがどうか、等級をきめるのに検査をする。輸入食糧だつて、小麦の輸入についての輸入検査だつてそういうわけなんです。ですから、おのずからその検査の目的が違つてその内容が違つてきておるのですから、なるほど食糧に近い、こゝろ言われればそういう部分ももちろんあるわけでありまして、検査の内容が違ふのですから、そういうわけにはいかない、これは。やはり検査の内容が

らいつて成分検査等からやはり有機質量の検査に近いのです、このほうが。○北村暢君 先ほどの有機質の検査、無機質の検査、これの問題なんです。今大臣のおっしゃられるそのうちのほうに重点が、肥料検査も有機質検査といふものが重点であるといふことになれば、検査の方法なり、何なりといふ問題についてそういうことは言い得るでしょうけれども、行政的からいけば、行政の組織からいけばこれは機構改革なんです、しかも行政のやりやすいうちに、これは当然人事権、指導監督といふ面も出てくるのですよ。そういうものから、行政のやりやすいうちに機構といふものはあるべきだ、こういうふうにお考えですか。したがって、私は、先ほどから動物植物検査所の問題も出して言つたのですけれども、これは動物検査所、植物検査所だけの問題じゃない。畜産関係の試験関係もそういう考え方に立つておる。畜産試験場といふものが従来あつた。これが畜産試験場といふものを農業試験場の中に入れて、畜産部といふものにした。過去においてそういうことをやつた。ところがどうしてもうまくいかなかった。そしておととしですか、去年ですか、また畜産試験場といふものを農業試験場から分離して作りましたね。そういうことになつておるでしょう。だから動物関係と植物関係、こういう関係で、やはり行政的にそういう観点から、一べん農業試験場に合併した畜産試験場を再び昨年畜産試験場として独立させた。そういう点からいって、この畜産関係の所管事項といふものは、やはり畜産局の指導監督下に置くといふことが、私は行政のあり方と

して、行政のやり方としてそのほうが都合がいいのじゃないか、このように思うのです。それが今度は農政局の指導監督機構の中に入るわけですね。今度のできました肥料検査所といふのは農政局の所管になる。したがって、畜産局とは関係なくなる。人事の面においてもそういうことにならざるを得ない。そういうことで実際に今肥料検査所も働いている技術者、飼料検査所も働いている技術者、これは技術者みんなブライドを持っておられます。肥料の検査の技術者が直ちに飼料のほうにかえる。先ほど言つた行政的な違いもある。直ちにそういうふうにはいかない。こういうふうには判断してありますが、そういうほうがいいんじゃないですか。

○国務大臣(重政誠之君) 私は尋ねに於て農事試験場と畜産試験場を一緒にしたといふことは聞いておりません。これは昔から畜産試験場は畜産試験場、農事試験場は農事試験場、動物、植物違つたわけですから、今日まで変わらなかつたと思つておる。○北村暢君 一緒になつたのですよ。○国務大臣(重政誠之君) 一緒になつたといふことは私は尋ねにして知りません。○政府委員(林田悠紀夫君) 農業試験場と畜産試験場の関係でございますが、おっしゃいますように、農業を総合的に研究しようといふようなことがありまして、西ヶ原の農業技術研究所といたしまして、そのときに畜産の研究を農業技術研究所ですることにしたわけでありまして、ところが、だんだん専門が分化して参りまして、畜産と、園芸の重要性が増しますにつれて、一方におきましては農業の研究を総合するといふ農林水産技術会議が農林省にできましたので、そこで総合するといふことになりました。畜産と園芸を再び農業技術研究所から離して別にいたしましたのであります。○北村暢君 したがって、今までは畜産試験場の中であつて、今でも試験場によつては畜産部といふものが残つておるのです。畜産試験場といふことで全部なつたわけじゃない。千葉の畜産試験場は畜産試験場といふことになつておる。北海道の畜産の試験研究をやつておるのはまだ畜産部といふものが残つておる。したがって、これも将来は分離していくのじゃないかと思つておる。したがって上のほうの農業技術会議でもつて調整をとればいいといふことになれば、当然北海道の試験場にある畜産部はこれは独立してもいいだろうといふことになると思つておる。そういう思想に統一されれば、そういうことになつてくる。したがって、やはりこれは畜産試験場といふのは技術会議では統合するけれども、畜産行政と畜政行政は密接不可分なやつていく、そして畜産局とのつながりといふものはそれは総合する面においては技術会議でやります。畜産プロパーの問題については、これは当然畜産局と密接不可分な形であり、これはあたりまえなことなのであります。そういうことで総合するものが、こういう形で一緒になつたり離れたりするものが農林省の機構の中に歴史的にあると思つておる。したがって、私は今大臣のおっしゃいますように、意見の相違といふことで強弁しておられますが、一緒になつたものがまた分か

れるといふようなことが起こつてくることを心配する。しかもこれが一緒にしたことによつて相当な混乱がやはり起きてくる、そういう面を実は心配するといふと、これは肥料検査所のほうは現在六カ所か七カ所に分かれて検査所があるわけだ。そして人員も九十一名でやつておる。飼料のほうは東京に一方所もつて二十六名、しかもその二十六名の人員のうちほんとうの飼料検査の分析に当たつておる人は十二名しかない、あとの十名はこれは事務関係、それからまた本省へ四名定員を取られておるので、わずか二十六名しかないうち本省に四名持つていかれて検査所にはいないのです。そういう実態にある。しかもその十二名の分析する技術者のうち約半数はまだ一人前じゃない、したがって、六名の人の飼料の検査に当たつておるのです。東京に一方所でもつて全国の飼料の検査をやつておるわけだ。したがつて、この分析をやる技術者は常に東京におらなければならぬ、それから一部の人を全国を歩いてサンプルをとらなければならぬ、こういう飼料の検査行政として、検査所と簡単に言われているけれども、そういう非常に窮屈な検査に甘んじてやつておる。これを今六カ所に肥料と飼料の検査所ができるといふ場合に、この六名の一人前の検査をできる人を分散配置して飼料の検査がうまくいくかといふと、これは停滞するんです、実際は。機能を發揮することができなくなつておる。そういう問題が出てくるんですよ。簡単な問題でない、これは。ことしの

段階で名古屋と神戸に実験室と検査室を増設したようでございますが、そこへも人が行かなければならぬ。それじゃあこの肥料の關係の人が直ちにえさのほうの実験室に入って仕事ができるのか。これはそう簡単にはいかないわけですね。したがって、このえさの検査機構としては、これは能率低下というところが起こってくるんです。

○政府委員(林田悠紀夫君) 肥料と飼料の検査の問題でございますが、これはやはり同じように農芸化学を出したり、あるいは応用化学をやっておいたり、いわゆる化学者が大體検査をするのでございます。それで飼料の検査は、仰せのように、今東京に一カ所でございます。それで肥料が六カ所あるのでございます。それで今度これを一緒にいたしますと、えさが非常に多くなって参りましたので、えさの検査をせよふやしてやらなければいかぬという問題がございまして、それで肥料の化学者もえさの検査もできるわけでございます。それから、むしろこれを一緒にいたしまして、全国的にえさの検査もやり得るようになりたらいじやないかというような見地からやられたわけでございます。

それで定員といたしましては、現在肥料検査所が九十一人で、えさの検査所が二十六人で、百十七人でございます。それを今度ふやしたいというところを考へておりました、三十七年度に百二十二人の定員にするようにしておりますわけでございます。それでそういうふうなことにしまして定員をふやし、機構を拡充いたしまして、肥料と飼料の検査を統一的に、能率的にやりまして、飼料の検査に遺憾なからしめ

たいというような考え方を持っておりますわけでございます。

○北村暢君 まあ人員もふやすというんです、たつた五名ふえるんです。これは課長だの何だのという者がふえてくるんですから。そういう人しかふえないんです、これは。そんな程度のもので、たつた五名では。一カ所であつたものが六カ所になる。そして現在のえさの検査所から名古屋とか神戸へ行くんですか。行かないんですか。どうなんですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 肥料とえさを総合させながら検査をさせていきたいという考え方を持っております。この定員の増の五人につきましても、振りかえとかあるいは定員化とか、そういうもので増加するわけでございます。各検査所の間にございましては、必要でございましたらば、その間に人員の異動をやるということももちろんできるよりに考へておるわけでございます。

○北村暢君 大臣、たつた十二名、実際に分析そのほかやる人が十二名おられる。そのうち六名がまあ一人前じやないわけですよ。たつた六名しかいないのですよ。これを今名古屋、神戸へ分散するわけですよ。移すわけなんです。たつた六名の人をね。飼料の検査数量というものはもちろん膨大にふえてきておる。したがって、将来はそういうふうに分散していくことも、それは技術者を養成して、そして分散することもいいだろうと思つておる。またしなればならぬと思つておる。置するということは、検査の機能そのものが運用上からいって非常な支障を

来たす、こういうことを実際にえさの検査の關係者は言つておるのです。これは間違いない。分散したら三倍の能率が上がるかというところはいかない。一カ所をまず強化してそこで養成されて三カ所に分かれるというならいいんだけれども、今のわずかに十二名の人員を直ちにこれを分散して目的は達せられるかというところ、それは簡単にいえないと思つて、こゝろは段階にあるよ

うです。これは關係者からよく聞いたのですけれども、そういうことのようにあります。したがって、もう要望としてはまず東京のこの検査所を充実してもらいたい。人員も増加してもらいたい。本省に四名も畜産局で取り上げておいて、わずかに二十二名のうちから四名も本省へ定員を取つていっちゃん強化充実するなんていつたつて、まずそういうようなことを改めて、検査所を充実して、それから一つやるならやつてもらいたいというのがその關係者の要望なんです。そういう実際に検査に当たつておる人の意思を無視して、肥料が六カ所あるから六カ所に

するのだ、これでは六カ所全部配置するわけにはもちろんいけません。全部で十二名しかいない。しかも一人前の六名しかいない。したがって、この六名の人を六カ所へ分散配置することはできないでしよう。實際問題として、したがって、名前だけは肥料検査所というものができますけれども、その肥料の人が直ちに飼料といふことで業務運営がスムーズにいくのか、いかにいかぬのか、地域的なものを担当してうまくいくのか、いかにいかぬのか、これは実質的に業務ができないという結果

に、これはプランクが出てくることはもう否定できない。したがって、先ほど官房長が説明されておる通りに、實際問題としてこの肥料の人は農芸化学

出ているのだからちよつと頭を切り換えてはできるのだと、こゝろはふうなことでしょうけれども、それは簡単にいえないです。これは必ずプランクが出てくるという問題が出てくる。したがって、この統合は、決して行政上はプラスにはならない。一時的なプランクは、將來においてはどうか知りませんが、必ず出てくる。このプランクを作らないでやるのが、私は行政的に必要なことだと思つておるのです。

非常にこれは無理をして、このよりに思つておる。したがって、これは私はやはり一時見合おしたらいじやないか、ごく簡単なことですから見合おしたらいじやないか、こゝろは思つておる。神戸と名古屋のえさの実験室はもうできたのですか、どうなんですか。

○政府委員(林田悠紀夫君) 神戸と名古屋の実験室につきましては、現在設計をしておりまして、もう間もなく入札に付しまして作るということにいたしております。

○北村暢君 そうしますと、ただ着工はしておらないということのようですね。しかし、それにおける予算の、増築の予算要求の内容を見ますと、いふと、えさの検査の業務をやるようになつておらない、こゝろは知つておられますか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 一応分析ができるような施設を設置することで予

算を計上いたしております。目下のところ設計の段階でございます。実施に至つておられません。

○北村暢君 その予算の内容からいいますと、えさの分析をする際に、脂肪、蛋白、こゝろのものを検出する機械、こゝろのものはすり鉢でこりこりこり手ですつておるようなこと、は今やつておらない。それが肥料のほうはそれで間に合ふ。ところが、えさの場合はそういうことをやつておらない。非常に高度化しているわけですね。技術も機械化されておる、そういう施設というものはあるのですか、ないのですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 機械による粉砕法を考へておられます。

○北村暢君 それは機械による粉砕を考へているだけで、予算には載つておらぬですか、どうするのですか。

○説明員(丹羽雅次郎君) 予算に計上いたしております。

○北村暢君 予算に計上しているというところのようですね、それではその建設の予算の内容を出していただきます。それは計上してないはずですよ。

○説明員(丹羽雅次郎君) たいま手元を持って参りませんので、後刻御提出いたしたいと思つておる。

○北村暢君 後刻御提出されるというのですが、實際そういうことが大事なんです。大臣はこれを統合すれば検査はうまくいふと思つたら、こゝろはいいのだ、今言つたように統合したことによつて一時的にはどうしても準備ができておられない、こゝろのことを想定してえさの検査所が準備をしてい

大体二十社か二十四、五社でもって大部分の化学肥料は作つておる。これは、検査からいっても割合単純なんです。ところが、えさについては非常に変わり方が激しいのです。内容的に違つてきている。したがって、今後のえさの検査というのは強化されなければならぬ。そういうような意味から、全国六カ所、えさの検査を強化しよう、こういうことなんです。けれども、実際には今お話しありましたように、たった五名の定員増加しかないのです。それで肥料関係の人をそれに振り向けるというのが、したがって、この肥料の検査の比重というものが、今後の見通しとして非常に案になって、肥料の検査の人間は余つてゐるということなんです。どうなんでしょうか。

○政府委員(林田修紀夫君) これは数字的に申し上げさせていただきますと、三十六年に肥料の検査が一万六千四百九十四というふうに先ほど申し上げましたが、その中で違反件数が四百九十四でございます。それは三〇と見てもいいです。えさのほうを見てみますと、同じ三十六年に一千二百二十件検査をやりました。違反が三百十でございます。で、それは三〇・六〇というふうになつておりました。肥料の十倍あるということになるわけでございます。それで肥料は次第に高度化されて参ります。えさも、先生おっしゃいますように、だんだん高度化されて参つておられますが、まだ肥料の比ではないわけでありまして、したがって、肥料の、特に無機質におきましては、もうあまりそう検査の問題は起こらぬというふうな事態にまでなつてお

るわけでございます。したがって、肥料の検査をやつてゐる人にえさの検査も兼ねてやつていただくということも、最も合理的じゃないかというふうに考えられる次第でございます。

○北村暢君 ですから、私のお伺いしたいのは、今の説明ちょっとわかりませんけれども、検査の点数は三十四年から三十六年、これは変わつていないでしよう。それから違反の件数も若干少なくなつてゐるだけで、五百三十四件のものが四百九十四件で、これも若干少なくなつてゐるだけで、肥料については今までの業態、業務の内容と変わつていないのです。そして、今までそれじゃ余分な人間がおつたのかといふことになるのですが、そうではないと思ふのです。ところが、あなたの資料を見てもらへない。飼料のほう、えさのほうを見るという、登録件数は、三十四年が九百六十一件であつたものが、三十六年は千三百七十七件、これは飛躍的にふえてゐるでしよう。登録件数は、ところが、検査の点数は三十四年が一千二百二十件であつたものが三十六年は五百七十七件しか検査しておらぬ。そういう結果になつておる。登録件数がふえて、検査点数が逆に減つてゐる。これは一体どういふことなのか。

○政府委員(林田修紀夫君) 先生の、おっしゃいます数字でございますが、肥料の違反を先ほど三〇と申し上げました。これは三十六年の数字でございますが、ここに出ておられますのは三十四年以後のものが出ておまして、たとえば二十年の初めごろとか、あるいはその前の数字になりますと、これは

は雲泥の差があるものと存じます。今ここに持つておられますんですけれど、それがもう二十七、八年ごろになりますと、肥料は高度になつて参ります。あまり違反がないということもございまして、それからえさの検査の点数につきましては、えさは登録はだんだん多くなつて参つておられます。検査は任意に抜き取りで検査をいたしておられますので、大体今の陣容ではこの程度の検査よりできないというふうなことで、検査点数が多くなつていないということでございます。

○北村暢君 いや、あなた、これをよく見てしゃべつて下さいよ。私の聞いているのは、三十四年のときにもうすでに肥料のほうに検査点数が少なくなつて、違反も少なくなつてゐるのだと、したがって、三十四年のときの数字ではすでに肥料のほうに人員が多かつたといふことになるのですか。三十四年はほとんど業務内容においては変わりがありません。したがって、三十四年人も人間が多かつたし、三十六年においても同様だから多かつたのだ、そういうことになつたのかどうか。それからえさのほうを見ますと、登録件数がふえて、登録件数においては、先ほど数字を読んだように、約四割方ふえてゐる。検査点数は逆に半分以下に減つてゐる。これは能力がなくてどういふふうなことになるのか。こういう三十五年まで千百九十九件の点数をやつたものが、三十六年は一筆に五百七十七件、半分に減つてゐるわけでしょう。したがって、これは人がなくてどういふことになつたのかどうなのか。そのために、こういうふうになるから人員を増加して強化するということな

んだらうと思ふんですけれども、その場合に定員が五名しかふえないんですから、しかもこれは管理職的な人であるという事になれば、実質的にこれは検査の内容そのものにおいては、検査官から言わせれば充実されてゐない。肥料のほうの人間を持ってくるというんだから、したがって、肥料の人はこれは余るのかどうなのか。今までの事業量は同じであつたとするならば、これは、今まで三年間も四年間も肥料の人は余つてゐるとすれば、同じ業務内容だから遊んでおつたという結果になるんじゃないかと思ふ。要らない人を置いておいたということになるんじゃないか。それとも、業務内容が合理化されて機械化されて、三十四年から三十六年の間に、肥料の検査のやり方が非常に合理化されて人間が余つてきたんだと、何か理由がなければさういふことにならないんじゃないんですか。それを聞いてゐるんです。

○政府委員(林田修紀夫君) ちょっと恐縮でございますが、先般四十一国会におきまして配付いたしました資料になつておるわけでございます。それは、これは三十六年の十二月末の検査点数を示しておるわけでございます。この三十四年、三十五年に対応いたしましたものは千二百二十でございます。きょうお配り申し上げました資料につきましては、会計年度で示しておりますので、訂正をいたしております。

○北村暢君 それでは登録件数はどうなんです。登録件数は十二月というところになるんですか。

○政府委員(林田修紀夫君) 登録件数につきましては、先般のは十二月三十

一日現在の登録件数を出しております。今回の資料におきましては、三十七年三月末の登録件数を出しております。でございます。

○北村暢君 この前の国会の資料と今度の資料、確かにきょうもらつた資料では、登録件数は三十六年で千四百四十三件、あとでもらつた資料が、前の資料が千三百七十一件。これは三十七年三月三十一日現在。では、三月月の間に登録件数が減つたということになります。そして検査点数がふえた。これはどういふことなんです。いかげんな資料を出してゐるんじゃないんですか、これは。それを信用すればいいんだ、これは。

○政府委員(林田修紀夫君) これは、前の資料におきましては一月十二月間、今度の資料が四月から三月までで考えられますが、なお詳細よく調査いたしました。後ほど御説明申し上げます。

○北村暢君 そろそろ答弁といふのはないよ、あなた。これは三十六年の十月三十一日まで。その当時は四月からやはりやつてゐるんで、一月からこれだけを昨年やつてゐる官庁統計なんでありやしない。これはどつちも四月からきまつてゐる、これは。

○政府委員(林田修紀夫君) はなはだ恐縮でございますが、印刷が間違つておりました。千四百四十三件と申しますのは千四百四十三件でございます。

○北村暢君 それで大体様子はわかりましたよ。で、様子がわかつたんですから、それじゃあ、この飼料のほうは、先ほど来言つてゐる通りに、業務量は確かにふえてきてゐる。これは登

録件数が相当ふえているのかかわら
ず検査点数が変わらない、こういう結
果が出ておられますね。したがって、こ
れは能力がなくて検査ができなくてこ
ういうことになっているのだからと、こ
う判断せざるを得ない。したがって、
もう違反件数についても大体類似
の例年の成績が出ている。であります
から、飼料のほうの検査を強化しなけ
ればならないという事は、この表か
ら明らかになる。しかし、先ほど
も、肥料のほうはどうかですか。業
務内容はほとんど変わりませんよ。そ
れで業務内容が変わらないのに、これ
をえさのほうへ人を持っていくとい
うのでしよう。えさの検査もやらせよ
うということでしょう。仕事はふえる
わけですよ。そうした場合に、これは
人員をふやさなくてやっていけるん
ですか。

○政府委員(林田修紀夫君) この検査
の方法でございますが、検査をいた
しますのに、たとえば肥料が倉庫に
ある場合とか、あるいは工場にある場
合、あるいは駅頭にある場合というよ
うな場合に、検査官が回っております
て、それを抜き取って検査をするとい
うのが多いわけでございます。それで
運営費をつけましたならば、そういう
検査の場合に、えさも兼ねて検査を
できるということがございますので、も
ちろん今後人員の点は十分考えていき
たいと存じます。今のところはこれ
で検査が可能なのと考えておりま
す。

構は作るのです、ところが人員が
いていかな。これは林野関係の管
署の増設、御存じのとおり、北海道十
五の管林署を増設する。それに対して
人員はひとつもついていない、こうい
うことなんです。で、この前のど
かの管林署の開所式にも検事正があ
いさつされている。その管林署の誘致に
ついては政治家は一生懸命やるけれど
も、新しい管林署ができて、りっぱな
庁舎ができていくんだが、人員がひと
つもついてこないというのを聞いて
いる。国会議員は管林署の誘致なんか
に血道を上げないで、そういうところ
に政治的にわしが持ってきたといばら
ないで、定員というものは国会ででき
るのでしようから、ぜひひとつ定員をふ
やすことをやって下さいと、どこかの
開所式の祝辞の中で検事正がそういう
あいさつをした。私も聞いた。そうい
うことで機構はふえるのですけれど
も、人員がついていかなのです。こ
れもその例なんです。機構はふえるの
ですよ。人員はふえない。これでは非
常に困るのです。明らかに、これは
先ほどこの資料にも出ているように、
飼料の、えさの検査については業務量
が今後とも飛躍的に伸びていく。この
可能性は農業政策の畜産三倍、果樹二
倍というのですから、えさがふえてい
くのはあたりまえなんだ。したがって
この検査も充実しなければならな
い。これは当然なんです。それにつ
いて人員はわずかに管理職的な人が五名
ふえる、この程度でしょう。一カ所
あったものが六カ所に分散するわけ
です。そうしたならば、やはり人員とい
うものを考えなければならぬのじゃな
いかと思うのです。これは農林省の機

構についてすべてそうである。今、こ
の予算が来年度予算でしよう、北
海道の食糧事務所を一カ所を三つにふ
やす。この場合も人員増加の要求とい
うものは考えておられない、こうい
うことでは。これは全部についてそう
いうことが言えることであって、そ
れで一体仕事ができるというふうに判
断されておられるのか。そこはやはりこの
機構が大きくなったらひとりで人員
がふえるのじゃない、人員をふやすの
は困ると言うのだったら、機構を大き
くしなければいい、そのように思
うのですけれども、やはり機構をふやした
からには人員をつけてやる、この配慮
が必要だと思ふのですけれども、どう
でしょう、大臣はどういうふうに処置
されますか。

○北村暢君 一般的な考え方として大
臣のその人員をふやさないというの
方針だ、これはいいのです。しかしな
らば、政府の方針でも、新しい事業に
ついて人員をふやさないという方針で
はないでしよう。要らないものは確
かに削っていかなければならぬ。要
るものにも、やっぱり新規事業につ
いては定員を全然認めない、こうい
うことではないでしよう。政府の方針として
もそういうふうにはなっていないはず
です。どうなんですか。

○国務大臣(重政誠之君) まあ例外的
にどうしても必要だというものは、
若干認められておりますけれども、
大体の原則は、配置転換でやるとい
うことになっております。だから、予
算でもなかなか増員は認められないとい
うのが現状、実情であるわけであり
ます。これはどうも一長一短があると私
は思ふのですが、今のうちに、あまり
必要がなくなつたところは、その減員
をしていくところへ増員をする、こう
いう私はずつきりした考えでいけば、
それはいいと思ふのですけれども、と
ころが、やはりこういう事務官ならそ
ういうことができるのですが、技術的
な職員になりますと、なかなかそう
いうわけにいかないというふうなこ
とで、現実の問題として支障の起
る場合もあるわけでありまして、し
かし、これはあくまでも原則でありま
して、例外的には、万やむを得ない場合
に限っては、人員の増加を一応認め
る、こういう方向でやっております。

○北村暢君 ただいまの大臣の、配置
転換で、比較的この業務が案になつて
きたのは忙しいほうに移していく、こ
れはあたりまえです。それはそれでい
いのです。ところが、問題は、今具体
的に肥料と飼料の問題については、肥
料のほうは業務内容が減ってきて、そ
して余裕ができてきた。それではえさの
検査のほうに回すのだ。これなら話
はわかるのです。私は了解する。ところ
が、この資料を見ますと、業務内容は
登録件数からいってもふえてい
る。それから検査件数についても、や
や現状維持、違反件数についてもや
や同じ、そういうことで、ここでこの表から見
る限りにおいては、業務内容がひま
ができたというふうにはとれないので
す。したがって、先ほどから何回も聞
いておるうちに、この業務内容の中
でどうか改善されて、合理化されて、人
間が浮くようになってきたのですかど
うですかと聞いておる。そして、そ
うのほうに回すというならわかると思
ふのです。ところが、これから判断
すれば、そういうふうにはなっていない
。この表から見るといって、業務内
容は依然として同じ。そうして、えさ
のほうに向けるというから、残った者
は今までもより仕事をよけいやらな
ければならぬということだ。それも仕事
が非常に余裕があったというなら、そ
ういうふうにはとれないのだ。どう
だろうか。それからえさの検査のほう
は、業務内容がやはり飛躍的にふえ
てきておる。これはもうはつきりして
いる。したがって、これは検査人員を強

化しなければならぬ。これは当然だ。したがって、これはどっからか持つてこなければならぬ。そういう問題だと思ふ。ですから、そのやりくりのところが一休どなるのかというところを具体的に伺ひたい。

○國務大臣(重政誠之君) これは極力實際やってみて、それで手が足らぬという事になれば、どうしてもこれは増員の要求をしなければならぬと思ひますが、さしあつたりの問題としては、当初私も申し上げましたように、實際一番手がかかるのは有機質のほうなんです。それから、そこで無機質のほうは工場生産で大体そつたいしためんどうな事ではないので、御承知のとおりに、でありますから、場合によれば、無機質のほうの検査を、従来どおりにやらせて、若干は無機質のほうの検査を減しても有機質のほうに持つていくと、こういふふうな操作も一応は考えてみていいのではないかと、いふふうな考えもあるわけですが、それでまあやってみまして、どうしてもいかぬという事になれば、これは増員するより仕方がない。こう考えております。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(村山道雄君) それでは速記をつけて下さい。
ただいま神橋説明員——畜産局流通飼料課技官及び佐賀説明員——農林経済局肥料課技官、この兩名が出席いたしております。

○北村暢君 先ほど来質問しております。いわゆる技術的な専門の部内ではつきりしない問題でございますが、

いわゆるえさのほうの分析は、有機質の分析、これが主体である。それから肥料のほうの分析は、検査点数からいっても九割近いものが無機質の分析である。無機物の分析である、こういふことなんです。それは大体有機質の分析と無機物の分析とこれは違ふことははっきりしてあります。肥料から、これはいいのであります。肥料のほうの有機質の分析とえさのほうの有機質の分析、これは同じ装置によつてやるのかどうなのか、こういふことなんです。現実にとりいふうになつてはどうか。また、今後この分析の装置は、一緒に装置でできるのかどうなのか。目的が違ふんですから、ある程度のことではできても、装置も違ふんじゃないか。私はそのように聞いておるものです。この点について、ひとつどういふふうになつていくのか御説明願ひたい。

○説明員(神橋健一君) 流通飼料課の神橋でございます。えさの分析のほうの説明を申し上げます。えさの検査と申しますと、いわゆる化学的な分析法と物理的な分析法と二つございまして、化学的な分析法はいろいろいふものがあるかと申しますと、まず水分が一つございまして、それから粗蛋白質の分析がございまして、それから粗脂肪、それから粗繊維、粗灰分、こういふふうな五つが分析の対象となつております。そのうちの水分は、これはサンプルをとりまして、これを高温乾燥器に入れて、百三十五度の温度で二時間乾燥いたしました。そして冷却して差額を出すと、この水分でございます。それから粗蛋白質

によりまして、硫酸分解をやりまして、そしてこれを窒素定量をいたしました。窒素から蛋白に換算いたします。六・二五倍を乗じて蛋白換算いたします。したがって、蛋白につきましても一応窒素の定量をやりまして、それから係数をかけまして蛋白として出す。これが粗蛋白質の分析でございます。そのほか、粗脂肪、粗繊維につきましまして、これはえさだけのものではございません。これはサンプルをエーテルによりまして浸出したしまして、その浸出物の全量を定量いたしました。それから繊維は、サンプルを硫酸液と苛性ソーダ液、並びにアルコール及びエーテルで順次処理いたしました。残存したものを繊維として定量いたします。灰分は、サンプルを全部約して百分比で求めております。これが化学的な分析法でございます。

その次に物理的な鑑定方法が一つございまして。これは使う器具は顕微鏡でございます。それからまた比重計をもちまして、そしてそれから出たものを、一応植物の繊維とか、あるいはまたそのほかの鉱物質の一つの物体とかいふふうなもの、顕微鏡によつて検出いたします。その対象は、これは動植物の質の異物でございます。たとえば、みみかとか、あるいは落花生の粉末とか、こういふふうな異物があるかどうか。それからまた砂といふふうなものがあるかどうか。こういふふうなものを、顕微鏡検査によりまして、物理鑑定法によりまして——これは鑑定でございますが、その双方を総合いたしました検査の鑑定を下すわけでございます。

○北村暢君 肥料のほうは、無機質のほうもどうやるかということ、この際いい機会ですから、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(佐賀直功君) 肥料の中にはアンモニア性窒素、硝酸性窒素、あるいは尿素性窒素、いろいろな窒素の形によつて肥料の種類が種々違います。それで有機物の分析につきましては、その中の蛋白を硫酸で分解いたしました。ケルダール分析法によつてアンモニアとしての窒素を出して定量する。これはえさのほうと同じでございます。

それからアンモニア性窒素、これも分解過程が、有機質窒素と有機質に硫酸分解いたしますが、その過程がないだけで、あの窒素の定量については同じ、アンモニア性窒素については同じ方法でございます。

それから硝酸性窒素、尿素性窒素、これはまた別の方法で、たとえば発酵菌をやつてやるか、あるいは別の方法で定量をしております。

○北村暢君 今の説明で、肥料のほうの有機質の検査、有機質肥料の検査はどうやるかということですね、それから、装置が同じであるが、装置が同じものでいいものか。化学分析の一部の目的、窒素の含有量とか何とか、それは同じというふうなふうにも受け取れるのですけれども、特にこの分析の装置の面とかいうことは、えさの場合には非常にたくさんサンプルを——先ほどもちよつと質問したのですけれども、粉砕する、粉にするやり方なんかも、肥料のやり方とは全然量において違ふ。したがって、非常に機械化されてきているということが、装置の

問題として問題になつてはいるわけですが、したがって、これを手で一々粉砕するということになれば、これはたいへんなことになるので、そんなものは今どきやらないで、非常に高度な脂肪分の検出だの何だのといふのが、非常に化学的、機械化されてきている、こういふふうな問題がある。肥料の検査には、それほど装置をしなくても検査はできるという問題が出てきて、装置の問題については、やはり技術者として考え方が、やはり重点の置きどころが違ふんじゃないか、こういふふうな点について実はお伺ひをしたかったのであります。どうなんでしょうか。

○説明員(佐賀直功君) 有機物中の肥料の窒素の定量法というものは、これは昔からケルダール分析法、これが一般の方法になつておりました。えさに限らず、肥料に限らず、こういふものに共通した一つの分析法になつております。ただ、肥料とえさとのその分析方法において、たとえばピーカーを、片一方は二百ccのピーカーを使う。片一方は百五十ccのピーカーを使う。そういう規定の違いは多少ありますけれども、ほとんどが同じ原理でございます。同じやり方でございます。

○北村暢君 そうするといふと、現在の肥料検査所での装置そのままのえさの分析もできる、こういふことですか。

○説明員(佐賀直功君) それはいわゆるそういうサンプルを、たとえば肥料のほうでは二・五グラムとつてやっております。えさのほうは五グラム

問題として問題になつてはいるわけですが、したがって、これを手で一々粉砕するということになれば、これはたいへんなことになるので、そんなものは今どきやらないで、非常に高度な脂肪分の検出だの何だのといふのが、非常に化学的、機械化されてきている、こういふふうな問題がある。肥料の検査には、それほど装置をしなくても検査はできるという問題が出てきて、装置の問題については、やはり技術者として考え方が、やはり重点の置きどころが違ふんじゃないか、こういふふうな点について実はお伺ひをしたかったのであります。どうなんでしょうか。

ラムかそこら、多少多いかと思ひますが、そういう違いだけであります。窒素の定量につきましては、同じ方法でございますから、できるはずでございます。

○北村暢君 えさのほうの関係から私の聞いた範囲だとすると、装置において違つて、こういう説明を受けておるものから、その大学の研究室における窒素の分析で、その原理は同じか知りませんが、肥料とえさとの検査の目的というものが違ふことによつて装置も違ふのじゃないかと、こういうような説明を受けておるものから、現実には、今の肥料検査所の機械、装置でも、えさのほうの検査と分析というものがやれるのかどうか、この点はどうなんですか。

○説明員(神橋健一君) 窒素の硫酸分解というふうなところは同じでございます。蒸留をやっております。そして一べんつたものを、もう一べんそれを薄めまして、そしてそこでやっております。直さなくて、初めからやり直さなくて、すぐやれる。ところが、肥やしの場合は、直接、それと両方だから、結局技術的な面と、あとの方ラス器具の問題でございます。その辺は、窒素のものにつきましては基礎的なものの機械は同じでございます。ガラス器具の分だけ除けば、技術的な面とやり方は同じでございます。

○北村暢君 そうしますと、神戸と名古屋に新しく実験室を作るといふのは、どういふ趣旨で作られるのですか。新しく作らなくても、今までの装置でできないのですか。

○説明員(神橋健一君) えさのほうには、窒素と脂肪、繊維というものが中心になっておりますが、脂肪の分析装置、それから繊維の分析装置、こういうようなものを新しくそこに施設する必要があると思ひます。それから蛋白質につきましても、これは扱う量が、肥やしの、今まで扱つておつた窒素の分析装置プラスえさのほうの分析の量がふえて参りますから、その面の量の、器具の増設と、それから新しいものにつきましては、脂肪それから繊維というものが、新しく新設いたします。名古屋、神戸につきましては、予定されておるわけです。

○北村暢君 そうすると、科学的に同じものであつても、検査をする量によつて同じ装置を二つ作らなければならぬと、こういうことなんですか。一つの装置でも、えさも肥やしのほうも一緒にできると、こういうものですか。これは、理論的にはできるのです。これは、理論的にはできるのです。けれども、えさの検査課と、それから肥料の検査課と、二つ課ができるのだが、そのできた課が別々にやらないうで、装置は一緒のものを使つてやる。検査をするサンプルの量の問題からいって、それを一つで兼用してできるかどうか、こういう問題はどうかですか。

○説明員(佐賀直功君) 従来は、肥料はサンプル二・五グラムとつております。えさのほうは、大体五グラムとつております。したがつて、大体、倍とつておるわけでございます。したがつて、えさのほうは少し容器が大きくなつておるわけでございます。これは、肥料のほうでは公定分析法というもので規定してあります。

○北村暢君 いや、そのサンプルのとり方の問題はいいですが、サンプルの量ですよ。サンプルを何千点——千点とか二千点とかいふ問題です。サンプルを二・五グラムのものを、一千点とつてきて検査するのと、それから、えさの何千点というものの検査するものと、機械は同じ機械でもそれはこなせる。その試験をやる時間的な問題ですね。それで一緒になつて一つ装置でやれるのかどうか、こういうことをお伺ひしている。

○説明員(佐賀直功君) それがロットごとに、大体肥料でいいますと、一かますで二百グラムとつて参ります。それを全部粉砕いたしまして、そして縮分いたしまして、二・五グラムに均一なものにするわけでございます。したがつても、分析するときのサンプルの量というものは、これは二・五グラム、こういうふうな規定してあります。ございまして、量を多くつたから分析がむずかしいと、こういうものではございません。

○北村暢君 そういふことを聞いていられるのじゃないですよ。甲の会社で作つているものと——みんな違うものでしょう、サンプルをとつてくる場所が違つたわけですよ。その点数のことを

言つてゐるんです、私は。それは関係ないのですか。たとえはね、特にえさなわけですね。それに合つていけばこれは登録してもいい、それでなければだめだと、こういうことになるわけですね。その場合に、千差万別のえさが出てくるわけですね。これは一つ一つ分析しなければならぬわけですね。その分析するのには、時間的に、そういう全方から持つてくるやつを、今までは一方所をやつておつたわけですね。そういうものが、機械がしよつちゅうずつと分析の過程をたどつておつてね、サンプルの種類が千なら千ここに寄るといふと、何か検査点数では肥料のほうが一六六千から一七千でやつているわけですね。えさのほうは一千ぐらいやつている、こういうことです。そういうものが一つの装置で全部こなせるのかどうか、こういうことです。

○説明員(神橋健一君) このえさの点数は、これは今御説明ございましたように、一つ一つの銘柄をとつて参りまして、それが一銘柄十回とつて参りましていくわけなんです。これは確かにこの分析の数は、今まで、たとえは名古屋につきまして申しますと、名古屋は今まで名古屋の管内の肥料の装置というふうなことの仕事をなさつておつたのじゃないかと思ひますが、そこにえさのほうも参りますと、東京でやつておつた名古屋管内の分のえさがそこで分析される、こういうふうな格好にならうかと思ひます。したがつて、肥やしの分析の機械の動く時間

なり量にプラスして、えさの分がそこで全体として動く。ただしこれは、今まで肥やしがつつとおやりになつておつた中の一部分、窒素のほうはいろいろ昔のやり方から変わつてきたといふふうなことから、有機質については、あるいは今までもその分があとといふふうな長所の面もございまして、逐次検査をさらに強化拡充していくことと、今まで一工場一年に一回ないし二回やつたところを、これはさらに徹底する意味で三回やるといふふうな立ち入り検査の量によりまして、さらに将来をうらうものになりますと、窒素につきましても、装置の増設といふようなことが必要じゃないかといふふうなことでございまして。

○北村暢君 大体わかりました。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけ

他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和三十七年十二月十七日印刷

昭和三十七年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局